

## 令和 6 年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務仕様書

### 1 業務名

令和 6 年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務

### 2 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 3 業務の目的

札幌市内の大規模多目的ホール<sup>\*</sup>体制は、昭和33年開館の札幌市民会館、昭和46年開館の北海道厚生年金会館に加え、昭和55年に札幌市教育文化会館大ホールが開館して以来、3館を維持してきた。(札幌市民会館は平成20年に札幌市民ホールへ代替され、北海道厚生年金会館は市が取得して札幌芸術文化の館となったのち、平成30年に札幌文化芸術劇場に代替された。)

本市が令和元年度に策定した「札幌市文化芸術基本計画(第3期)」では、市内ホール・劇場の需要動向を把握し、将来的な3館体制維持の必要性などを検討することとしており、同年に「市内大規模ホールに係る需給調査」を実施している。

同調査において、現在の3館(札幌文化芸術劇場、札幌市民ホール、札幌市教育文化会館)はいずれも高い稼働率を維持しており、将来的な人口減少を踏まえても、今後20年程度は現在の3館体制を維持することが必要との結果が得られたが、令和2年頃からのコロナ禍による需要への影響は考慮されていない。

文化活動の重要な場であり、整備や維持に多くの費用がかかる大規模多目的ホールの体制を将来にわたり適切に維持していくためには、長期的かつ多角的な検討が必要であり、前提として、「3館体制」の今後の必要性を調査する必要がある。

また、ホール施設の更新に要する市有地は市全体の計画の中で早い段階で予定することが必要であるため、更新する場合の立地や規模及び機能を検討しておく必要もあるところ。

そのため、本業務では、令和元年度の調査をベースとしつつ、市内ホール・劇場を取り巻く環境の変化を踏まえ、各施設の最新の利用状況等の把握や公演主催者・市場の動向等を改めて調査し、3館体制の検証と将来の利用状況を予測するとともに、更新する場合の立地等の検討を行うものである。

※ 大規模多目的ホールとは、ここではおおよそ1,000席以上の客席(固定席)を有する多目的ホールのことを指す。

### 4 業務の内容

(1) 市内ホール・劇場を取り巻く環境変化把握

以下の項目について、現状と今後の動向の分析、予測を行う。

ア 全国・北海道のライブ・エンタテインメント市場動向

イ 訪日観光客の動向

ウ 余暇活動・消費行動の動向

※ 参考資料例：「ライブ・エンタテインメント白書」ぴあ総研、「レジャー白書」（公財）日本生産性本部、「社会生活基本調査」総計局等

(2) 市内主要ホール調査

市内の主要ホールについて、利用状況と利用者の属性把握調査を行う。

ア 市内ホール利用状況調査

(ア) 調査対象

3館（札幌文化芸術劇場hitaru、札幌市民ホール（カナモトホール）、教育文化会館大ホール）並びに札幌コンサートホールKitara、札幌コンベンションセンター大ホール

(イ) 調査項目

開館年 / 客席数 / 設置目的 / 客席規模の設定理由 / 平日稼働率、土日稼働率、年間稼働率 / 土日需要平準化の可能性（料金設定等） / 主な利用者 / 主な利用演目・ジャンル・主催者 / 入場者数 / 自主事業 / 申込方法 / 利用期間制限 / 各ホールの課題 / 札幌市内のホール・劇場状況、利用者の傾向 / その他結論を導く上で有益と考えられる項目

イ 利用者の属性把握

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を経た利用者の属性を調査する。

(ア) 調査方法

利用者アンケート等、適切な手法を提案すること。

(イ) 調査項目

利用者の年齢層、性別、年収、劇場・ホールへの来場頻度（新型コロナウイルス感染症拡大前後での比較）、その他結論を導く上で有益と考えられる項目

ウ 主催者ヒアリング

(ア) 調査方法

プロモーター、メディア、文化団体、学校、会議主催者等（5企業・団体以上）

(イ) 調査項目

各公演の客層 / 市内ホールの利用内容・評価・課題 / 土日需要平準化の可能性 / おおよそ20年後及び40年後の時点で適正と判断される施設規模（客席数、施設面積、施設立地等） / その他結論を導く上で有益と考えられる項目

(3) 大規模多目的ホール体制の検証と将来の利用状況の予測

市内の大規模多目的ホール体制の検証と将来の利用状況予測（おおよそ20年後及び40年後の時点）について、以下のとおり検討し、その経過及び資料を整理する。

ア 大規模多目的ホール3館体制の検証

- ・現在の3館体制が需要に対する供給量として適切かの検証
- ・3館の座席数や舞台機能から生じている役割分担の検証

イ 将来の利用状況予測

- ・ 20年後及び40年後の将来利用予測の検討
  - ・ 高い需要が予測される座席数や舞台機能
- (4) 後継ホールの在り方検討
- 上記(1)～(3)を踏まえ、最も近年に供用を開始した札幌文化芸術劇場や現在大規模改修を実施中の札幌市教育文化会館を除く、札幌市民ホールについて、仮に再整備するとした場合に必要と考えられる規模や機能、立地等について以下の検討を行う。
- ア 後継ホールの適正な規模等（座席数や舞台機能、施設面積等）
  - イ 将来のホールに期待される付帯機能
  - ウ 立地エリアの検証
  - エ 施設計画に係る基礎的ケーススタディ
- （上記ア・イで整理した規模・機能を前提として、配置や各種動線等が成立する施設計画についてのケーススタディを行う。なお、ケーススタディは6パターン程度とし、条件等は委託者が契約締結後に別途提示する。）
- (5) 報告書の作成
- 業務成果を報告書にまとめる。

## 5 成果物

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届、業務報告書及び成果物を提出すること。

- (1) 業務完了届：1部
  - (2) 業務報告書：冊子（A4縦）5部
  - (3) 業務報告書作成にあたって活用したアンケートやデータ等一式
  - (4) 成果物のデータ等を収めたCD-RまたはDVD-R等の電子媒体：2枚
- ※成果物のファイル形式については、提出前に札幌市に相談すること。

## 6 その他

### (1) 打合せ等

中間報告を含め適宜札幌市と業務遂行に必要な打合せを実施し、進捗状況等の確認を行うこと。また、事業を円滑に遂行するため、札幌市や関係機関等と十分調整すること。札幌市からの資料提供等により、上記4の調査内容に項目を付加することがあることに留意すること。

### (2) 著作権等への配慮

著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。また、本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。なお、受託者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用す

ることを許諾することとする（複製の作成を含む。）

(3) 協議の実施

本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処理する。

(4) 情報資産の取り扱い

業務上知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないよう注意すること。また、札幌市又は札幌市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りではない。

(5) 関係規程等の遵守

本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。

(6) 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。